

第七十五号議案

町区域の新設に伴う関係条例の整理に関する条例

右の議案を提出する。

平成二十六年九月二十五日

提出者 江戸川区長 多田正見

町区域の新設に伴う関係条例の整理に関する条例

（江戸川区出張所設置条例の一部改正）

第一条 江戸川区出張所設置条例（昭和三十四年四月江戸川区条例第八号）の一部を次のように改正する。

別表江戸川区東部事務所の項中「瑞江一丁目 三丁目」を「瑞江一丁目 四丁目」に、「西瑞江二丁目、三丁目」を「西瑞江三丁目」に、「東瑞江一丁目、二丁目」を「東瑞江一丁目 三丁目」に改める。

（江戸川区立くすのきカルチャーセンター条例の一部改正）

第二条 江戸川区立くすのきカルチャーセンター条例（昭和五十二年四月江戸川区条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第二条の表江戸川区立東部くすのきカルチャーセンターの項中「江戸川区西瑞江二丁目三〇番地」を「江戸川区瑞江四丁目一九番一〇号」に改める。

（江戸川区立学校設置条例の一部改正）

第三条 江戸川区立学校設置条例（昭和三十二年四月江戸川区条例第六号）の一部を次のように改正する。

別表の一小学校の部同下鎌田小学校の項中「西瑞江二丁目二九番地」を「東瑞江三丁目一〇番一〇号」に改め、同部同下鎌田西小学校の項中「西瑞江二丁目三〇番地」を「瑞江四丁目一九番一〇号」に改め、同表の二中学校の部同瑞江第二中学校の項中「西瑞江二丁目一五番地」を「瑞江四丁目五四番一〇号」に改

める。

付 則

この条例は、平成二十六年十一月四日から施行する。

(説明)

住居表示の実施による町区域の新設に伴い、東部事務所の所管区域並びに江戸川区立東部くすのきカルチャーセンター及び江戸川区立下鎌田小学校ほか二校の位置を改める必要があるので、本案を提出いたします。